平成２４年（フ）第４６９号
仙台市青葉区愛子東１丁目10番30号　パルメゾン103
債務者　林　　美砂
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
仙台市青葉区小田原５丁目３番57―404号、従前の住所仙台市青葉区小田原６丁目５番50号
債務者　藤巻　基史
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
仙台市青葉区山手町16番35号　ヒーロー千１―102、従前の住所仙台市青葉区北山３丁目８番３号　景明コーポ301
債務者　岡田　利美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３０号
群馬県桐生市相生町３丁目457番地の１
債務者　根本　祥行
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６０号
千葉県茂原市押日417番地59
債務者　丸山　正名
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
千葉県君津市南久保１丁目８番７号　105
債務者　原　奈那江
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第７５号
千葉県袖ケ浦市神納3560番地１　東京ガス神納社宅Ａ棟34号
債務者　佐藤　里恵（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１３５号
岐阜県山県市高木1548番地５
債務者　九野　正子
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９０号
岐阜市宇佐３丁目４番14―102号　W―102
債務者　早瀬　雅啓
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２０１号
岐阜県羽島市足近町７丁目285番地
債務者　安藤　幸生
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２１９号
岐阜市芥見南山２丁目３番23号　バリュージュ南山Ｂ―201号室
債務者　原野　和子（旧姓山内）
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４９号
岐阜市正木1525番地１　コーポヤマテ106号室
債務者　大田　住夫
1　決定年月日時　平成24年８月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０１８号
名古屋市天白区高宮町1611番地　高宮荘Ｔ３棟403号、従前の住所名古屋市天白区植田１丁目2130番地　サンメゾン植田1102号
債務者　小島奈緒美（旧姓増元）
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１９４号
愛知県知多市原２丁目２番地の18　コーポ原
債務者　竹内なおみ
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２４１号
名古屋市中川区七反田町35番地の１　シエ・ヌーＹ・Ｔ201号
債務者　西山　　薫
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２６９号
愛知県東海市名和町堂ノ前５番地の１　ロジュマンエスポアールＡ103
債務者　與那原　功
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３５０号
愛知県常滑市大曽町５丁目３番地の５
債務者　相合　友和
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部